

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	緊急輸送道路沿道特定建築物調査業務委託について
--------	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◆第11条第2項第5号（目的外利用）

【報告】

◆第14条第1項（重要な個人情報の提供等を伴う委託）

（担当部課：都市計画部 地域整備課）

事業の概要

事業名	新宿区緊急輸送道路沿道特定建築物調査業務
担当課	都市計画部 地域整備課
目的	<ul style="list-style-type: none">・台帳・図面を整備することにより、平成20年3月に策定された「新宿区耐震改修促進計画」に基づく計画的な耐震化を促進させるための資料とする・建築物の耐震化の現況把握と建築所有者の意向調査
対象者	新宿区内全域 (18,23 k m ²)
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1 緊急輸送道路沿道特定建築物調査 建物高さの現地計測を行うとともに、新宿区が貸与する既存資料を使用して、建築年月日、建物所有者氏名・住所、延床面積等を把握する。2 特定建築物台帳の作成 1で取得された特定建築物の建物属性について、建物毎に整理し、特定建築物台帳を一覧表として取りまとめる。併せて、特定建築物毎の位置図、案内図、現地写真を取りまとめた建物カルテを作成する。3 アンケート調査 特定建築物の建物所有者に対して、耐震診断・改修に関するアンケートを郵送し、返送分について、建物毎にアンケート回答のデータ入力を行う。4 木造建築物台帳の作成 建物地番一覧表、木造建築物台帳（S56.5.31以前に建築されたもの）を作成。5 特定建築物等位置図の作成 住宅地図の図郭に合わせた特定建築物位置図を作成する。6 特定建築物位置図ビューアの作成 特定建築物位置図を閲覧するために、特定建築物を検索できるなどの簡易ビューアを作成する。

件名 建築確認申請支援システムの目的外利用について

保有元及び保有情報		利用先及び利用情報	
保有課	建築指導課	利用課	地域整備課
登録された個人情報業務の名称	建築確認申請支援システム	登録された(登録する予定の)個人情報業務の名称	緊急輸送道路沿道特定建築物調査業務
情報はどのような媒体に記録されているか	紙 電磁的媒体(CD-R等) その他(システムサーバー内)	情報はどのような媒体で提供を受けるのか	紙 電磁的媒体(CD-R等) その他(システムサーバー内)
登録業務で保有している情報項目は何か	<ul style="list-style-type: none"> ・建築主の氏名、住所 ・建築場所の地名地番、敷地面積、建築面積、延べ面積、工事種別、階数、構造、用途 ・定期調査報告概要書 	左欄のうち利用する情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ・建築主の氏名、住所 ・建築場所の地名地番、敷地面積、建築面積、延べ面積、工事種別、階数、構造、用途 ・定期調査報告概要書
何のために保有しているのか	データを管理することで、円滑な業務を行うため	何のために目的外利用するのか	緊急輸送道路沿道特定建築物調査業務の実施のため
緊急時の利用の場合における本人通知の状況	*****	目的外利用の時期・期間	契約日の翌日 から 平成22年 1月31日まで

件名 緊急輸送道路沿道特定建築物調査業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	建築指導課	委託先	指名入札により決定
登録業務の名称	緊急輸送道路沿道特定建築物調査業務		
情報はどのような媒体に記録されているか	紙 電磁的媒体 (CD-R 等) その他 (システムサーバー内)	情報はどのような媒体で提供するか、取扱わせるのか	電磁的媒体 (CD-R 等)
保有している情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主の氏名、住所 ・ 建築場所の地名地番、敷地面積、建築面積、延べ面積、工事種別、階数、構造、用途 ・ 定期調査報告概要書 	左欄の保有情報のうち、業務委託に伴い提供する項目又は処理を依頼する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築主の氏名、住所 ・ 建築場所の地名地番、敷地面積、建築面積、延べ面積、工事種別、階数、構造、用途 ・ 定期調査報告概要書
委託の理由	建築物の耐震化の現況把握と建物所有者の意向調査を行うために必要な業務であるが、調査範囲が広範囲で外部委託の必要があるため		
委託内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 新宿区全域の緊急輸送道路沿道の特定建築物等の現地調査 2 特定建築物台帳、特定建築物位置図等の作成 (紙、電子的媒体) 3 特定建築物の所有者等に対するアンケート調査及び調査結果の作成 (電子的媒体) <p>※特定建築物については、別紙「特定建築物一覧表」を参照</p>		
委託の開始時期及び期限	契約日の翌日 から平成22年 1月31日まで		
委託にあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 業務終了後、提供した情報を返却させる。 	受託事業者としての情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定する 2 別紙「特記事項」を遵守し、知り得た事項の一切を他に漏らさぬよう指導を徹底する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

特定建築物一覧表(耐震改修促進法第6条)

法第6条	用途	特定建築物の規模要件	指示※対象となる特定建築物の規模要件		
第1号	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む。)	1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む。)	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上		
		病院、診療所			
		劇場、観覧場、映画館、演芸場			
		集会場、公会堂			
		展示場			
		卸売市場			
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			2,000㎡以上
		ホテル、旅館			
		賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿			
		事務所			
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
		幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
		遊技場			
		公衆浴場			
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
	自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
	自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設				2,000㎡以上
第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は処理するすべての建築物	500㎡以上		
第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	すべての建築物			

※耐震改修促進法第7条第2項に基づく指示